

## 東大和市と第一生命保険株式会社との地域活性化包括連携協定書

東大和市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）産業振興及び観光振興に関すること。
- （2）スポーツ推進・健康増進に関すること。
- （3）環境対策に関すること。
- （4）子育て支援・青少年育成に関すること。
- （5）高齢者支援に関すること。
- （6）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲及び乙は協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項の推進に当たっては、甲及び乙は、市、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲及び乙は協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

### （協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲及び乙は協議の上、変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の当事者間で書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙は協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名及び押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 1月27日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地  
東大和市  
東大和市長 尾崎 保夫

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号  
第一生命保険株式会社  
所沢支社 支社長 沼崎 貴則